

## 全国山名氏一族会会則

- (名称) 第一条 この会は全国山名氏一族会（略称：山名会）と称する。
- (事務所) 第二条 この会の事務所を兵庫県美方郡香美町村岡区村岡2365山名氏史料館内に置く。
- (目的) 第三条 この会は山名氏の遺徳を顕彰し、併せて一族の親睦をはかる。
- (事業) 第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 歴史研究に関する事業
  - 会員相互の連絡事項
  - 会報の発行
  - その他必要と認められる事業
- (会員) 第五条 この会は山名氏に由縁ある者および、この会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。
- (役職員) 第六条 この会に以下の役職員を置く。
- 総裁 一名、副総裁 一名、会長 一名、副会長 一名、  
理事長 一名、常任理事 二名、理事 若干名、  
事務長 一名
- 2 役職員の選任は、総裁が指名する選考委員の議をへて理事会において行う。
- 3 役職員の任期は二年とし再任を妨げない。
- (顧問および相談役)
- 第七条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の議を経て総裁が推戴する。
- (会議) 第八条 この会の会議は、総会・理事会・常任理事会の順に優先する。
- (会計) 第九条 この会の会計は、入会金・会費および寄付金をもって充当する。
- 2 金額については別に定める。
- 3 会費納入が2年以上滞った会員は休会扱いとする。
- (付則) 第十条 この会則に定められていない事項については、理事会または常任理事会の議を経て妥当な運営を行う。
- 2 この会則は、平成二十四年十月二十日より施行する。

### 申し合わせ事項

- 入会金（入会時） 金五、〇〇〇円
  - 会費（年額） 金五、〇〇〇円
- ※本会則の不備の点は、順次改正致します。